

福岡県公報

平成28年12月20日
第3854号

目次

告示(第880-890号)

- 土砂災害警戒区域の指定の解除 (砂防課) …………… 1
- 土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (砂防課) …………… 1
- 土砂災害警戒区域の指定 (砂防課) …………… 2
- 土砂災害特別警戒区域の指定 (砂防課) …………… 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 2
- 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 2
- 青少年に有害な図書類の指定 (青少年育成課) …………… 3
- 土砂災害警戒区域の指定の解除 (砂防課) …………… 3
- 土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (砂防課) …………… 3
- 土砂災害警戒区域の指定 (砂防課) …………… 3
- 土砂災害特別警戒区域の指定 (砂防課) …………… 4

公告

- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 4
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) …………… 4
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) …………… 4
- 特定非営利活動法人設立の認証申請 (社会活動推進課) …………… 4
- 特定非営利活動法人設立の認証申請 (社会活動推進課) …………… 5
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) …………… 5

告示

福岡県告示第880号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域(平成22年8月福岡県告示第1389号)のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成28年12月20日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
日の里配水-4	宗像市日の里一丁目、日の里九丁目(別紙図面1に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
日の里配水-5	宗像市日の里一丁目、日の里九丁目(別紙図面2に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面は省略し、その図面を宗像市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第881号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域(平成22年8月福岡県告示第1390号)のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成28年12月20日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
日の里配水-4	宗像市日の里一丁目、日の里九丁目(別紙図面1に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり
日の里配水-5	宗像市日の里一丁目、日の里九丁目(別紙図面2に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面2に記載する表のとおり

備考 別紙図面は省略し、その図面を宗像市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第882号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成28年12月20日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
日の里配水-4	宗像市日の里一丁目及び日の里九丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
日の里配水-5	宗像市日の里一丁目及び日の里九丁目（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
日の里配水-6	宗像市日の里一丁目及び日の里九丁目（別紙図面3に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面は省略し、その図面を宗像市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第883号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成28年12月20日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
日の里配水-4	宗像市日の里一丁目及び日の里九丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

日の里配水-5	宗像市日の里一丁目及び日の里九丁目（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面2に記載する表のとおり
日の里配水-6	宗像市日の里一丁目及び日の里九丁目（別紙図面3に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面3に記載する表のとおり

備考 別紙図面は省略し、その図面を宗像市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第884号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年12月20日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
南筑後	県道	飯江線 長田	前	みやま市瀬高町本吉2022番1先から みやま市瀬高町長田760番6先まで	4.0 ～ 24.0	2,223.4
			前	みやま市瀬高町本吉2022番1先から みやま市瀬高町長田878番2先まで	10.5 ～ 34.0	2,276.0
			後	みやま市瀬高町本吉2022番1先から みやま市瀬高町長田760番6先まで	4.0 ～ 24.0	2,223.4
			後	みやま市瀬高町本吉2022番1先から みやま市瀬高町長田878番2先まで	10.5 ～ 34.0	2,276.0

福岡県告示第885号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成28年12月20日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年12月20日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
南筑後	飯江線 長田線	みやま市瀬高町大草1061番2先から みやま市瀬高町大草1077番7先まで

福岡県告示第886号

福岡県青少年健全育成条例（平成7年福岡県条例第46号）第16条第1項の規定に基づき、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定したので、同条第6項の規定により告示する。

平成28年12月20日

福岡県知事 小川 洋

種類		題名	図書番号等	発行所	指定理由
図書	1	実話時代1月号	雑誌15183-01	三和出版株式会社	青少年の残虐性を著しく助長し、又は青少年の非行を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
図書	2	実話ドキュメント1月号	雑誌15115-1	マイウエイ出版株式会社	

福岡県告示第887号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成25年11月福岡県告示第1766号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用

する同条第4項の規定により公示する。

平成28年12月20日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
泉台3丁目	北九州市小倉北区泉台三丁目及び八幡東区槻田二丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第888号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成25年11月福岡県告示第1767号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成28年12月20日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
泉台3丁目	北九州市小倉北区泉台三丁目及び八幡東区槻田二丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第889号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成28年12月20日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
泉台3丁目	北九州市小倉北区泉台三丁目及び八幡東区槻田二丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第890号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成28年12月20日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
泉台3丁目	北九州市小倉北区泉台三丁目及び八幡東区槻田二丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。

公 告

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年12月20日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
筑紫野市大字吉木2459番1
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

太宰府市石坂一丁目21-3

株式会社アクティブ・エイジ

代表取締役 篠原 明美

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により大野城市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部公園街路課において公衆の縦覧に供する。

平成28年12月20日

福岡県知事 小川 洋

福岡都市計画公園の変更（大野城市決定）（平成28年12月1日大野城市告示第94号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により春日市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部下水道課において公衆の縦覧に供する。

平成28年12月20日

福岡県知事 小川 洋

福岡都市計画下水道の変更（春日市決定）（平成28年11月24日春日市告示第218号）

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成28年12月20日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成28年11月24日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称
特定非営利活動法人メイクハッピー&ピース

(2) 代表者の氏名
仲西 浩一

(3) 主たる事務所の所在地
宗像市田久四丁目8番18号

(4) 定款に記載された目的
この法人は、共生社会の実現を目指し、子どもたちや若者たち、社会的に弱い立場の人たちに対して、福祉、教育や国際協力に関する事業などを行い、彼らの成長や幸福に寄与することを目的とする。

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成28年12月20日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日
平成28年11月10日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称
NPO法人ありあけ子育て支援センター

(2) 代表者の氏名
倉岡 清児

(3) 主たる事務所の所在地
大牟田市大字今山2252番地1

(4) 定款に記載された目的
この法人は、子育て世代の親、その子どもたちに対して、地域に根ざした支援及び学童保育、食農環境教育等に関する事業を行い、未来を担う子どもたちの健全育

成に寄与することを目的とする。

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成28年12月20日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日
平成28年11月25日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称
特定非営利活動法人小さな天使club

(2) 代表者の氏名
斜木 加奈子

(3) 主たる事務所の所在地
宮若市上大隈418番地38

(4) 定款に記載された目的
この法人は、結婚活動を行っている人に対して、出会いを提供する事業を行い、生涯未婚率を減少させ、出生率を向上させることに寄与することを目的とする。